

## 令和8年度 消費生活調査員 募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の消費生活に関する相談等に対して、助言や情報提供を行い、必要に応じてあつせんを行うこと。</li> <li>県民に対して、消費生活に関する啓発を行うこと。</li> <li>その他附帯する業務を行うこと。</li> </ul>
募集人員	1人
募集対象	<p>以下のいずれかの条件を満たしている方</p> <p>1 応募日時点で、次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費生活相談員（国家資格）</li> <li>(2) 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）</li> <li>(3) 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）</li> <li>(4) 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）</li> </ol> <p>2 消費者問題に関心があり、採用後、1の(1)から(4)の資格のいずれかを取得する意思があること。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
勤務時間	<p>1 勤務日数 原則として月20日以内</p> <p>2 勤務日 月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。 ※ 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日には勤務日を割り振りません。</p> <p>3 勤務時間 次のシフトでの交代制になります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>A勤務：午前9時から午後4時30分まで</li> <li>B勤務：午前9時45分から午後5時15分まで</li> </ul>           (正午から午後1時まで又は午後1時から2時まで休憩時間、勤務時間6時間30分)            ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無</p> <p>4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）</p>
勤務地	奄美市名瀬永田町17番3号 別館2階 鹿児島県大島支庁 大島消費生活相談所
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。
給与支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
給与	<p>1 基本となる報酬 日額：7,900円～9,900円（学歴、職務経験を考慮の上決定）</p> <p>2 期末手当・勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。</p> <p>3 通勤手当（通勤にかかる費用弁償） 一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
退職金制度	無
加入保険等	<p>1 雇用保険 有</p> <p>2 社会保険 有</p> <p>3 災害補償制度 有</p>
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書（写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。）に、応募資格を有することを証する書類の写しを添付して、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 (応募期間：令和8年2月2日（月）午後5時15分まで。)</li> </ul>

	<p>※ 郵送の場合は、令和8年2月2日（月）必着とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。</li> <li>・ 応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</li> <li>・ 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいた応募に関する個人情報は、本募集・採用に関するごとにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。</li> <li>・ 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。</li> <li>・ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。</li> <li>・ 原則、敷地内禁煙です。（喫煙は、特定屋外喫煙場所のみ可能です。）</li> </ul>

書類提出先及び問合せ先

〒894-8505

奄美市名瀬永田町17番3号

鹿児島県大島支庁 大島消費生活相談所

担当 樋口

Tel 0997-57-7226